国土交通省住宅局 安心居住推進課関係法人 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長の発出を受けた対応について (協力依頼)

令和3年8月17日に開催された第73回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の区域については、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとし、まん延防止等重点措置の区域については、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県の実施期間を9月12日まで延長するとともに、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県を追加し、その実施期間を8月20日から9月12日までとすることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。これを踏まえ、同日開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添5のとおり指示がなされ、また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1~3のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針(別添1別紙3)を踏まえて適切にご対応いただくとともに、業 種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底について引き続き 取り組んでいただくようお願いいたします。

また、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)(別添2)、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項(別添3)、移動の自粛に向けた呼びかけ(別添4)についても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、所属会員に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

(別添1)「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」 (別添1別紙1)「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

- (別添1別紙2)「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を 変更する公示」
- (別添1別紙3) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年8月17日変更)
- (別添1別紙4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 新旧対照表
- (別添2)「出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) について」
- (別添2参考)「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」 「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」
- (別添3)「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項 等について」
- (別添4) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて
- (別添5) 第34回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示